

第五十一回国会 運輸委員會議録 第十六号

昭和四十一年三月九日(水曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 古川 丈吉君

理事 壽原 正一君 理事 關谷 勝利君

理事 田澤 吉郎君 理事 田邊 國男君

理事 山田 彌一君 理事 久保 三郎君

理事 肥田 次郎君 理事 矢尾喜三郎君

小淵 惠三君 草野 一郎平君

高橋清一郎君 長谷川 峻君

山口丈太郎君 竹谷源太郎君

内海 清君

出席國務大臣

運輸 大臣 中村 寅太郎君

出席政府委員

運輸事務官 深草 克巳君

(大臣官房長) 運輸事務官 堀 武夫君

(鉄道監督局長) 運輸事務官 坪井 為次君

(自動車局長) 委員外の出席者

專 門 員 小西 真一君

三月八日

委員小淵惠三君及び竹谷源太郎君辞任につき、その補欠として賀屋興宣君及び春日一幸君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員賀屋興宣君及び春日一幸君辞任につき、その補欠として小淵惠三君及び竹谷源太郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員長谷川峻君辞任につき、その補欠として船田中君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員船田中君辞任につき、その補欠として長谷

第一類第十号

運輸委員會議録第十六号 昭和四十一年三月九日

川峻君が議長の名で委員に選任された。

三月八日

道路交通事業抵当法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一〇九号)(予)

は本委員会に付託された。

三月七日

国鉄運賃の値上げ反対に関する陳情書(和歌山県議会議長山下柳吉)(第一七一七号)

農林畜産物資の国鉄貨物運賃改定に関する陳情書(神戸市生田区下山手通四兵衛農業者協議会長岩谷源治)(第一七二七号)

十八才未満の一般勤労青少年に対する鉄道旅客運賃割引に関する陳情書外五件(滋賀県蒲生郡安土町議会議長善住伝一外五名)(第一七三三号)

特急列車の村上駅停車に関する陳情書(村上市議會議長長東金)(第一七五五号)

盲人の国鉄運賃割引に関する陳情書(彦根市三筋町滋賀盲人福祉協会浅井茂利)(第一七六号)

新国際空港問題に関する陳情書(千葉市市場町二千葉町村会会長山本力蔵外一名)(第一七七号)

国鉄新幹線三島駅設置に関する陳情書(三島市議會議長北山善作)(第一七八号)

紀伊半島縦断新幹線を調査線に昇格に関する陳情書(新宮市馬町五四二自由民主党新宮市支部長竹内春道外十四名)(第一七九号)

油による海水汚濁防止条約の批准等に関する陳情書(東京都港区西新橋三の一九の一四汚水対策全国漁業者協議会長片柳真吉)(第二一一号)

瀬戸内海航路及び港湾の整備に関する陳情書(中国五県議会議長代表山口県議會議長滝口純)(第二二五号)

串本、白浜間国鉄バス乗入れ反対に関する陳情

書(大阪市南区難波新地六番町一、二南海電気鉄道株式会社社長壺田修外十八名)(第二二六号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第八七号)

自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇六号)

午前十時四十分開議

○古川委員長 これより會議を開きます。

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案及び自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案を一括議題とし、順次提案理由の説明を聴取いたします。中村運輸大臣。

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「踏切道であつて、この法律の施行の際現に存するものを踏切道に改める。

第三条第一項及び第二項中「昭和三十六年度」を「昭和四十一年度」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした改正前の第三条第一項又は第二項の規定による踏切道の指定は、改正後の同条第一項又は第二項の規定に基づいてしたもののみならず、

踏切道における交通量の増加等の状況にかんがみ、交通事故の防止と交通の円滑化に寄与するため、引き続き昭和四十一年度以降五箇年間に於いて踏切道の改良を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案

自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二条第二項に規定する自動車」の下に「及び同条第三項に規定する原動機付自転車」を加える。

第九条の二第一項中「軽自動車」の下に「原動機付自転車」を加える。

第九条の三第一項中「軽自動車」の下に「原動機付自転車」を加え、同条第二項中「当該軽自動車」の下に「当該原動機付自転車」を、「軽自動車」の下に「原動機付自転車」を加え、同条第三項中「軽自動車」の下に「原動機付自転車」を加える。

第十条の二第一項及び第三項中「軽自動車」の下に「及び原動機付自転車」を加える。

第十三条に次の一項を加える。

2 前項の規定に基づき政令を制定し、又は改正する場合においては、政令で、当該政令の施行の際現に責任保険の契約が締結されている自動車について責任保険の保険金額を当該制定又は改正による変更後の保険金額とするために必要な措置その他当該制定又は改正に伴う所要の経過措置を定めることができる。

第二十号第一号中「車両番号」の下に「、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十

理由

理由

理由

理由

理由

理由

理由

六条第三項(同法第一条第二項において準用する場合を含む。)に規定する標識の番号を加える。

第三十四条中「十一人」を「十三人」に改める。

第三十五条第一項中「四人」を「五人」に改め、同条第二項第一号中「三人」を「四人」に改める。

第四十条中「責任保険」の下に「(原動機付自転車に係るものを除く。以下この節において同じ。)」を加える。

第六十五条の二第一項及び第二項中「軽自動車」の下に「及び原動機付自転車」を加える。

附則

第一条 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

(原動機付自転車に対する適用)

第二条 原動機付自転車については、改正後の自動車損害賠償保障法(以下「新法」という。)第二章、第三章第二節、第二十四条及び第七十八条第一項の規定は昭和四十一年七月三十一日まで、新法第五条、第八条、第九条の三(新法第十条の二第四項において準用する場合を含む。)、第十条の二第三項、第四章、第七十二条第一項、第七十八條第二項、第八十二条第一項及び第八十五条の規定は同年九月三十日まで、適用しない。

(経過規定)

第三条 原動機付自転車に係る自動車保険の契約(被保険者が原動機付自転車の運行によつて他人の生命又は身体に加えた損害の賠償責任を負うことにより受けることあるべき損害をてん補することを目的とする保険契約をいう。)であつて昭和四十一年十月一日前に締結されたもの(以下「旧契約」という。)の当事者は、当該原動機付自転車につき自動車損害賠償責任保険の契約(以下「責任保険契約」という。)が締結されたときは、旧契約を解除することができる。

2 前項の規定により旧契約が解除されたときは、旧契約の保険者は、保険契約者に対して、政令で定める金額の解約返戻金を支払わなければならない。

3 旧契約の保険金額は、当該原動機付自転車につき責任保険契約が締結されたときは、政令で定める金額まで増加したものとす。

4 旧契約の保険契約者は、当該原動機付自転車につき責任保険契約が締結されたときは、旧契約の保険者に対して、政令で定める金額の支払を請求することができる。ただし、第一項の規定により旧契約が解除されたときは、この限りでない。

5 旧契約の保険契約者が、前項本文の規定による請求をしたときは、その時以後、旧契約の保険金額は、第三項の規定により増加した時以前の金額に復するものとする。

6 旧契約に係る原動機付自転車につき責任保険契約が締結された場合において、旧契約及び責任保険契約によりてん補すべき損害が生じたときは、まず責任保険契約による損害のてん補を行ない、そのてん補金額が損害の全部をてん補するに足りないときは、その足りない金額を旧契約によりてん補するものとする。

理由

最近における原動機付自転車の保有両数及び事故の増大にかんがみ、被害者の保護を図るため、原動機付自転車の運行によつて人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中村国務大臣 たいま議題となりました踏切道改良促進法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

交通事故の防止及び交通の円滑化をはかるため、政府といたしましては、従来から踏切道の立体交差化あるいは保安設備の整備等、その改良につきまして極力努力をいたしてまいりましたところであり、特に、昭和三十六年に制定されました踏切道改

良促進法に基づきまして、立体交差化、構造改良あるいは保安設備の整備を行なうべき踏切道を指定いたしました。結果、踏切道の打開につとめてまいりました結果、踏切事故は年々減少する等、かなりの成果をあげることができた次第であります。

しかしながら、最近の自動車の増加傾向は著しく、この点を考慮いたしますとき、踏切道の現状は、いまだ必ずしも満足すべき状態にあるとは申すことができません。

御承知のとおり、踏切道改良促進法は、改良すべき踏切道を指定することができ、期限を昭和四十年度末としておりますが、今後さらに踏切事故の減少をはかるとともに、踏切道における交通の渋滞の解消を促進するためには、同法に基づき行なつております改良促進の措置を継続する必要がありますと考へます。

このような現状にかんがみまして、政府といたしましては、現在の踏切道改良促進の措置を延長するとともに、その対象を拡大するため、今回の改正案を提案いたしました次第であります。

改正の第一点は、踏切道改良促進法により改良すべき踏切道を指定することができる期限を、さらに五カ年間延長しようとするものであります。

次に改正の第二点は、同法の施行されました昭和三十六年十一月以降に新設された踏切道につきましても、同法の規定により改良の指定を行なうことができることとするものであります。これによりまして、今後五カ年間に踏切道の整備は一応完了し、交通事故の防止と交通の円滑化に大いに寄与するものと考へております。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

次に、自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

最近における原動機付自転車の普及発達は、まことに目ざましいものがありまして、昭和三十九

年度末の車両数は六百七十二万両に達し、自動車の車両数に匹敵する盛況を呈しているのではありません。しかしながら、このような車両数の増加は、この間における性能の改良とも相まって、原動機付自転車による人身事故の増大を招いており、昭和三十九年におきましては九万四千八人の死傷者を出すとす、きわめて憂慮すべき事態に立ち至つておるのであります。

自動車事故による被害者につきましては、すでに自動車損害賠償保障法によつてこれを救済する方途を講じているのでありますが、原動機付自転車の事故による被害者につきましては、かような事故の実態にかんがみまして、同様の措置を早急に講ずることが必要であります。

このような理由から、この法律案におきましては、自動車損害賠償保障法における自動車の定義の中に原動機付自転車を含ませることによりまして、無過失責任に近い損害賠償責任、責任保険への加入強制、ひき逃げ等の被害者に対する政府の保障事業など、自動車に適用される規定を、政府の再保険事業に関する規定を除き、原動機付自転車にも適用することとし、これに伴い必要な規定を整備することといたしてあります。

また、責任保険の保険金額が改正された場合においては、従来は、そのときまでに契約を締結していた自動車と、保険金額変更後に契約を締結した自動車とが併存し、これがため被害者間に保険金額の不均衡を生じていたのであります。かかる事態の発生を防ぐために必要な措置を政令で定めることができることとする規定を新設するほか、原動機付自転車を新たに責任保険の対象とすることに伴い、自動車損害賠償責任保険審議会に関係者の参加を求め、その委員の定数を二名増員する等所要の規定を整備することといたしてあります。

以上が、この法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○古川委員長 これにて説明聴取は終わりました。両案に対する質疑は後日に譲ることといたしました。

○古川委員長 次に、昭和四十一年度運輸省及び日本国有鉄道関係の予算等について政府当局から説明を聴取いたします。中村運輸大臣。

○中村運輸大臣 昭和四十一年度の運輸省関係の予算について御説明申し上げます。

初めに、予算の規模について申し上げます。まず一般会計について申し上げますと、歳入予算総額は二十三億五千五百萬一千円、歳出予算総額は、他省所管計上分百六億八千四百二十三萬二千円を含み一千六百六十六億五千九百六十六萬一千円でありまして、この歳出予算総額を前年度予算額と比較いたしますと、百四十五億三千六百五十三萬六千円の増加となっており、約一四%の増加率を示しております。

この増加額の内訳を見ますと、行政費では七十一億六千三百三十三萬九千九百九十九円、公共事業費では七十三億七千三百九十九萬七千七百七十九円、増加となっております。

次に、特別会計について申し上げます。まず、船舶再保険特別会計の歳入歳出予算額は三億七千五百一十一萬五千円、前年度に比較して約五千円円の減少となっております。

自動車損害賠償責任再保険特別会計につきましては、加入対象車両数の増加と、新たに原動機付自転車等を保障事業の対象にすること等によりまして、歳入歳出予算額を前年度予算額の約五割増に当たる九百五十六億三千五百二十二萬四千円といたしております。

港湾整備特別会計の歳入歳出予算額は、新港湾整備五カ年計画の第二年度として港湾の整備を推進するため、前年度より約七十五億円を増額して、六百二十七億八千八百四十八萬八千円といたしております。

自動車検査登録特別会計の歳入歳出予算額は、二十二億七千四百七十一萬五千円、前年度に比較して約四億九千九百九十九萬五千円、増加となっております。このほか、昭和四十一年度財政投融資計画中には、当省関係分といたしまして、約三千九百二十六億円が予定されております。

昭和四十一年度予算におきましては、当省は、経済、社会の発展に伴って投資不足の弊害が目立つ交通関係社会資本の充実をはかり、国際收支の安定のため貿易外收支の改善と船舶、鉄道車両等の輸出の振興につとめることとしております。また、物価安定に資するため、生産性の低い運輸関係事業の近代化と基盤強化をはかり、さらに、交通機関の基本的使命である交通安全対策を推進すること等に重点を置き、諸施策を積極的に推進する所存であります。

次に、日本国有鉄道予算について申し上げます。昭和四十一年度の予算の編成にあたりましては、まず四十四年度におけるわが国経済の見通し及び国鉄輸送需要の動向並びに運賃改訂による増収を考慮して収入を見積り、損益勘定において収入支出予算八千五百三十八億円を計上し、資本勘定において収入支出予算四千四百十三億円を計上いたしました。新長期計画の第二年度として引き続き大都市通勤輸送の改善及び主要幹線の輸送力増強並びに保安対策の強化等を推進してまいりたいと考えております。

運輸省関係予算の部門別重点施策の概要につきましては、お手元に配付してあります「昭和四十一年度運輸省予算の大綱」及び「昭和四十一年度日本国有鉄道予算説明」によりまして、御承知を願いたいと存じます。

なおお手元に配付してあります予算の説明につきましては、委員長におかれましては会議録に掲載していただくよう御配慮をお願いいたします。なお国会提出予定法案の概要につきましては、政府委員から説明いたします。

○古川委員長 次に、今国会に予定されております運輸省関係の政府提出法案について説明を聴取いたします。深草官房長。

○深草政府委員 第五十一国会に運輸省で提出をいたしましたもの、または提出を予定いたしましたおりました法案の概要を御説明申し上げます。

○古川委員長 さよう取り計はります。

お手元の第五十一回国会提出予定法案の資料を御参照願います。

最初に、今回提出予定法案の件数でございますが、全体で八件でございます。うち予算関係法案は四件でございます。左側の欄に添じらるるがつけてございます。

まず、運輸省設置法の一部を改正する法律案でございますが、この法律案は、すでに国会に提出いたしておりますが、衆議院の内閣委員会御審議をお願いいたすことになっております。

この法律案の改正の第一点は、海運局の所掌事務となっており船舶の航行安全に関する事務のさらに円滑な運営をはかるため、これらの事務を大臣官房、船員局及び海上保安庁の所掌に移すこととでございます。

改正の第二点は、船舶技術研究所の所掌事務に、人工衛星により航法の開発に関する研究等を加えることとあります。

改正の第三点は、港湾技術研究所の所掌事務に、飛行場の土木施設の建設、改良及び保全に関する研究等を加えることとあります。

改正の第四点は、港湾審議会の所掌事務に、二年間に限り、港湾運送事業の合理化に関する重要事項の調査審議を加えることとあります。

改正の第五点は、航空交通管制の三分化の傾向に対処いたしまして、航空交通管制業務を的確かつ合理的に遂行するため、航空交通管制本部を廃止いたしました。東京ほか二カ所に航空交通管制本部を新設することとあります。

次に、踏切道改良促進法の一部を改正する法律案でございますが、この法律案もすでに国会に提出いたしております。踏み切り事故の防止をはかるため、昭和三十六年度以降、踏切道改良促進法に基づきまして、鋭意危険な踏切道の一掃及び交通の隘路の打開につとめてまいりました結果、かなりの成果をあげることができましたが、現状はまだまだ必ずしも満足いく状態にあるとは申せませんので、今回、同法が改良すべき踏切道を指定することができ期限を昭和四十四年度末としておりますのを改めまして、昭和四十五年度末まで踏切道の改良促進の措置を継続しようというものでございます。

次に、自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案は、自動車損害賠償保障法の規定のうち、政府の自動車損害賠償責任再保険事業にかかわる規定を除いたものを原動機付自転車にも適用する等の改正を内容とするものであります。

次に、内航海運業法の一部を改正する法律案につきましては、内航海運対策のための所要の改正を目下検討中でございます。

小型船舶造業法は、小型船舶の造船技術の適正な水準を確保するため、小型船舶の製造または修繕を行なう事業につきまして登録制を実施するための措置をとらうというものでございます。

港湾運送事業法の一部を改正する法律案は、港湾運送事業の合理化をはかるため、港湾運送事業の全部下請の禁止及び免許基準の改定を行なおうというものでございまして、目下小型船舶造業法案とともに法制局の審議をお願いいたしている次第でございます。

最後に、道路交通事業抵当法の一部を改正する法律案は、自動車ターミナル事業の健全な発達をはかるため、道路交通事業財団を設定することができ事業に、自動車ターミナル事業を加えようというものでありまして、近日中に国会に提出する予定であります。

以上が今国会に提出する予定の法案の概要でございます。

第一類第十号 運輸委員会議録第十六号 昭和四十一年三月九日

何とぞよろしく御審議をお願いいたします。  
○古川委員長 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。  
午前十時五十七分散会

〔参照〕

昭和四十一年度運輸省予算の大綱

昭和四十一年度の運輸省関係の予算について御説明申し上げます。

はじめに、予算の規模について申し上げます。まず一般会計について申し上げますと、歳入予算総額は二十三億五千五百一十千円、歳出予算総額は、他省所管計上分百六億八千四百二十三万二千円を含み、一千六百六億五千九百九十六万一千円でありました。この歳出予算総額を前年度予算額と比較いたしますと、百四十五億三千六百五十三万六千円の増加となっており、約一四％の増加率を示しております。

この増加額の内訳をみますと、行政費では七十一億六千三百三十三万九千円、公共事業費では七十三億七千三百三十九万七千円の増加となっております。

次に、特別会計について申し上げます。まず、木船再保険特別会計の歳入歳出予算額は三億七千五百一十一万五千円、前年度と比較して約五千万円の減少となっております。

自動車損害賠償責任再保険特別会計につきましては、加入対象車両数の増加と、新たに原動機付自転車を保険事業の対象にすること等によりまして、歳入歳出予算額を前年度予算額の約五割増に当たる九百五十六億三千五百二十二万四千円といたしております。

港湾整備特別会計の歳入歳出予算額は、新港湾整備五カ年計画の第二年度として港湾の整備を推進するため、前年度より約七十五億円を増額して、六百二十七億八千八百四十万八千円といたしております。

自動車検査登録特別会計の歳入歳出予算額は二

十二億七千四百七十一万五千円、前年度と比較して約四億九千万円の増加となっております。このほか、昭和四十一年度財政投融资計画中には、当省関係分といたしまして約三千九百二十六億円が予定されております。

昭和四十一年度予算におきましては、当省は、経済、社会の発展に伴って投資不足の弊害が目立つ交通関係社会資本の充実をはかり、国際収支の安定のため貿易外収支の改善と船舶、鉄道車両等の輸出入の振興につとめることとしております。また、物価安定に資するため、生産性の低い運輸関係事業の近代化と基盤強化をはかり、さらに、交通機関の基本的使命である交通安全対策を推進すること等に重点を置き、次に申し述べ諸施策を積極的に推進する所存であります。

以下、部門別に重点施策の要旨を御説明申し上げます。

まず、海運関係について申し上げます。第一に、外航船舶の建造に必要な資金として、日本開発銀行からの融資七百六十三億円を予定しております。これによりまして、昭和四十年度の百八十万総トンの外航船舶を建造し、四十一年度において二百萬総トンの外航船舶を建造し、邦船の積み取り比率を高めて、近年赤字の増大しつつある貿易外収支の改善に貢献したいと考えております。

第二に、外航船舶の建造融資にかかる海運企業金の利負担を軽減して、わが国海運の国際競争力を強化するため、利子補給に必要な経費として、市中金融機関分十七億八千二百一十七万七千円、日本開発銀行分四十六億四千三百六十三万六千円を計上しております。

なお、二十二次船の利子補給についての国庫債務負担行為限度額として、市中金融機関分四十二億四千四百八十一千円、日本開発銀行分百七十二億七千二百二十二千円を計上しております。

第三に、海運の国際競争力強化対策の一環として老朽化、不経済化の著しい外航船舶の船質改善を進めることとし、これに必要な資金として日本

開発銀行からの融資十億円を予定しております。第四に、三國間輸送を促進して外貨の獲得と海運市場の拡大を図るため、三國間輸送助成金七億七千四百万円を計上しております。

第五に、国が策定した移住者の送り出しと一般旅客の輸送のために、昭和四十年度において移住者を運航することによって生じた欠損と移住者の運賃差額に対する補助金として一億七千七百九十万円を計上しております。

第六に、内航海運の近代化に必要な資金として、財政融資五十五億円を予定しております。これは、老朽船を解撤して内外航船舶の建造を行うため、これに要する財政資金を特定船舶整備公団に対し融資しようとするものであります。

第七に、離島航路の整備に必要な経費として、補助金一億三千二百七十七万二千円と財政融資三億円を計上しております。これは、離島住民の交通を確保するため、昭和四十一年度から新たに離島航路整備計画を定め、これに基づく改善を行なう離島航路事業者に対して、その航路を維持させるため補助金を交付するとともに、老朽船の代替建造、小型船の大型化、新船の建造を行なうために必要な財政資金を特定船舶整備公団に融資することといたしております。

第八に、国内旅客船の整備に必要な資金として、特定船舶整備公団に対する財政融資七億円を予定し、老朽旅客船の代替建造を推進して海上旅客の安全と利便の増進をはかりたいと考えております。

次に船舶関係につきましては、船舶技術の開発に必要な経費として五百十三万三千円を計上しております。これによりまして、総合研究としての巨大船に関する技術的研究の指針を策定するとともに、新たな内航輸送方式の開発に関する調査を行なうこととしております。

次に、船員関係につきましては、船員需給対策の強化と労働災害防止の推進に必要な経費として三千五百六十六万円を計上しております。これによりまして、船員を量的にも質的にも確保するた

め、海員学校の高等科の増設等、船員教育機関の充実をはかることと、船員の労働災害防止をはかるため、短波放送を利用して航行中の船舶に対して安全衛生指導を積極的に進めることといたしております。

次に、港湾関係について申し上げます。第一に、前年度に策定された港湾整備五カ年計画の第二年度たる昭和四十一年度におきましては、港湾整備事業費として当省所管一般会計予算に三百七十九億四千五百三十一万五千円、総理府並びに労働省所管予算に八十八億三千六百六十万円を計上し、これに対応いたしまして、港湾整備特別会計の規模を六百二十七億八千八百四十万八千円といたしております。これによりまして、外国貿易港、主要航路並びに新産業都市及び工業整備特別地域の中核となる港湾の整備に重点を置き、横浜港ほか三百三十八港の整備を行なうとともに、石油港湾、鉄鋼港湾及び石炭港湾として、堺港ほか十港について特定港湾施設の整備を行なう予定であります。

第二に、港湾の整備に並行して、公共の用に供せられる上屋、荷役機械、引き船等の港湾機能施設を整備するため、四十一年度におきましては、これらの港湾機能施設の整備を行なう港湾管理者に対し、地方債の起債のあつ旋百四十三億円を予定しております。なお、このほか、特定船舶整備公団と港湾運送事業者との共有方式によるはしけ、引船、荷役機械の整備のため、同公団に対する融資五億円を予定しております。

第三に、港湾管理者の行なう臨海工業用地、都市再開発用地等の造成を促進するため、地方債の起債のあつ旋四百億円を予定しております。

第四に、港湾都市防災事業の推進に必要な経費として、当省所管予算に九十六億八千三百四十九万五千円、総理府並びに労働省所管予算に三億八千五百四十三万二千円を計上しております。これによりまして、東京港、大阪港その他主要港湾都市における高潮、地震沈下等の災害を防止するため、海岸事業を計画的に進めるとともに、災害復

旧を強力に推進する所存であります。

次に、鉄道関係について申し上げます。

第一に、国鉄につきましては、新長期計画の二年度目として、大都市通勤輸送の改善、過密ダイヤの緩和並びに保安対策の強化をはかるために必要な経費として、四十一年度は財政融資一千八百五十億円を予定しております。なお、国鉄関係予算につきましては、後ほど別途御説明させていただきます。

第二に、日本鉄道建設公団による鉄道新線の建設を推進するため、同公団に対し産業投資特別会計からの政府出資三十五億円を計上し、財政融資として六十五億円を予定しております。さらに、同公団の経営の健全化をはかるため、公団が無償で貸し付ける鉄道施設に対する貸し付け料相当額の一部を補助するために必要な経費一億八千五百五十八万一千円と、同公団の発行する鉄道建設債券の金利と資金運用部資金等からの借入金利との差等を勘案して交付する補給金四億九千五百三十一万四千円を計上しております。

第三に、大都市における地下高速鉄道網の整備を促進するため、建設所要資金として財政融資並びに地方債の起債のあつた四百九十億円を予定するとともに、三十九年度並びに四十年年度における地下鉄建設費の一部を補助するために必要な経費八億六千四百万円を計上しております。

第四に、大都市における輸送力の増強と保安対策の強化を図るため、日本開発銀行からの融資五十五億円を予定しております。これによりまして、郊外私鉄の都心乗入れ、踏切道の立体交差化等を促進することとしております。

第五に、中小私鉄の助成に必要な経費として一億七百二十四万五千円を計上しております。これによりまして、地方鉄道軌道の新線建設または欠損に対して補助するとともに、豪雪地帯における防除雪設備の整備を促進して、地方住民のための交通を確保し、民生の安定に寄与することとしております。

次に、自動車関係について申し上げます。

第一に、日本自動車ターミナル株式会社に対する政府出資二億五千万円を計上し、前年度に引き続き、東京郊外におけるトラックターミナルの建設を推進して、都市の再開発、道路交通の円滑化並びに自動車輸送の合理化をはかることにいたしております。

第二に、離島バスの助成に必要な経費として五百六十四万四千円を計上しております。これによりまして、離島における交通機関として不可欠なバス路線のうち、適正な運営にもかかわらず欠損を生じた事業者に対し、老朽車両を代替するための費用の一部を補助することとしております。

第三に、自動車の激増に対処し、自動車の検査登録事務を円滑に処理するため、自動車検査登録特別会計において二億七千四百七十一万五千円を計上いたしまして、検査場十三カ所十六コースを整備するほか、検査登録要員を百五名増員し業務体制を強化することといたしました。

次に、航空関係について申し上げます。

第一に、日本航空株式会社に対する助成策として産業投資特別会計からの出資十五億円を計上いたしまして、激化する国際競争に備え、日本航空の国際航空路線を増強するとともに同社の資本構成の健全化を図ろうとするものであります。

第二に、新東京国際空港の建設のため必要な経費として、大蔵省所管予算に新東京国際空港公団に対する出資十億円と財政融資十五億円を計上いたしております。なお、このほか公団の債務負担行為限度額として二十億円が予定されております。新東京国際空港は昭和四十五年までに第一期工事の完成を目的としておりますが、近く候補地がきまり次第、事業に着手することといたしております。

第三に、国際及び国内空港の整備に必要な経費として、当省所管予算に五十八億四千五百九十九万九千円、総理府所管予算に四億六千二百二十万九千円を計上いたしております。これによりまして、東京国際空港の第二期整備工事、大阪国際空港の拡張工事を進めるとともに、鳥取ほか一空港の継続整備

備、名古屋ほか二十二空港の改良工事等を行なう予定であります。

第四に、航空の安全強化に必要な経費として九億五千二百四十一万四千円を計上しております。これによりまして、前年度に引き続き、航空交通管制業務の自動化を推進するとともに、航空保安施設の整備等を行なうことといたしております。

第五に、航空機乗員養成施設の整備拡充をはかるため、航空大学校に新たにYS-11型航空機二機を購入するほか、同校の教育用諸施設を整備するため二億九千七百八十八万八千円、国庫債務負担行為額十一億八千七百八十八万八千円を計上しております。

次に、観光関係につきましては、国際観光振興会に対する助成策として補助金七億七千五百七十六万六千円を計上しております。これによりまして、新たに国際会議誘致事業を実施するほか、海外宣伝事業を充実させる等、国際観光振興会の業務の拡充強化を行なうことといたしております。

次に、海上保安関係について申し上げます。

第一に、遠洋における海難に対処するため、大型巡視船と大型航空機による遠距離救助体制を確立するとともに、海上における安全の確保と治安の維持をはかるため、二千トン型一隻を含む巡視船艇十二隻の代替建造、YS-11型航空機一機の購入を行なうほか、航空基地を整備することとして十四億四千七百九十六万六千円、国庫債務負担行為額十四億三千七百七十万七千円を計上しております。

第二に、海上警察力の強化のため必要な経費として八千八百七十二万九千円を計上しております。これによりまして、悪質な海上犯罪の発生に対処して、海上警察力の効率化並びに国境警備体制の強化をはかることとしております。

第三に、航路標識の整備と航路標識業務用船の代替建造に必要な経費として十六億一千二百七十八万八千円を計上しております。これによりまして、港湾標識、障害標識、電波標識等の新設並びに改良改修を行なうとともに、老朽設標船の代替

建造を行なう浮標を能率的に設置することとしたしております。

次に、気象関係について申し上げます。

第一に、予報、通信及び観測施設の整備強化をはかるため五億九千九百五十万九千円を計上しております。これによりまして、高性能の電子計算機を導入して予報精度の向上をはかるほか、通信施設の整備と観測器の近代化をはかることといたしております。

第二に、農業気象業務の整備に必要な経費として八千四百三十八万四千円を計上しております。これによりまして、農業気象業務の対象地域を拡張して、天然現象による農作物の被害を防止軽減することにつとめたいと考えております。

第三に、遠洋気象業務の整備に必要な経費として八千五百四十七万六千円を計上しております。これによりまして、遠洋の漁船が観測した気象資料をすみやかに収集するとともに、的確な予報を迅速に伝達するために釧路ほか十四カ所の漁業用海岸局と気象庁本庁との間にテレタイプ回線を整備することとしております。

なお、海上保安関係で御説明いたしました巡視船艇の代替建造のうち二千トン型につきましては、遠洋気象業務にも役立させるべく気象観測機器を積載できるようにいたしております。

最後に、科学技術関係につきましては、電子航法評価試験体制の強化と衛星航法システムの開発に必要な経費として一億三千七百六十二万八千円を計上いたしました。

これによりまして、電子航法評価試験体制の拡充をはかることと、新たに人工衛星による航行援助方式の研究、開発を推進することとしております。

以上をもちまして、昭和四十一年度の運輸省関係の予算についての御説明を終わります。

昭和四十一年度日本国有鉄道予算説明  
昭和四十一年度日本国有鉄道予算の概況につきまして御説明申し上げます。

昭和四十一年度の予算の編成にあたりましては、まず、四十一年度におけるわが国経済の見通し及び国鉄輸送需要の動向並びに運賃改訂による増収を考慮して収入を見積るとともに、設備投資としては、新長期計画の第二年度として引き続き大都市通勤輸送の改善及び主要幹線の輸送力増強並びに保安対策の強化に重点を置いて支出予算を組んだ次第であります。

以下、収入支出予算について、損益、資本及び工事の各勘定別に御説明申し上げます。

まず、損益勘定について申し上げます。収入といたしましては、鉄道旅客輸送人員を六十九億九千三百万人、輸送人キロを一千万八千三百八十八億人キロと想定いたしまして、旅客収入を対前年度一千五百九十八億円増の五千九百四億円と見込み、また、鉄道貨物輸送トン数を二億九千万トン、輸送トンキロを五百九十六億トンキロと想定いたしまして、貨物収入を対前年度二百五十二億円増の二千三百三十五億円と見込んでおります。以上の旅客及び貨物収入のほかに、雑収入等を見込みまして、収入合計八千五百三十八億円を計上いたしております。

他方、支出といたしましては、経営費のうち人件費につきましては、四十一年度の昇給と期末手当、奨励手当四・一カ月分を見込みまして、二千九百八十八億円を計上いたしております。なお、給与の総額は、ほかの勘定の分を加えまして、三千四百九十九億円といたしております。物件費につきましては、節約に特段の努力を払わせることにいたしておりますが、おもなものとしていたしまして動力費五百三十三億円、修繕費一千二百二十七億円等を見込んでおります。これらを合わせて経営費総額は五千九百五十二億円となっております。以上の経営費のほか、受託工事費四十億円、利子及債務取扱諸費八百四十三億円、減価償却費等資本勘定へ繰り入れ一千六百三億円、予備費百億円を見込みまして、支出合計八千五百三十八億円を計上いたしております。

次に、資本勘定について申し上げます。

昭和四十一年三月十二日印刷

収入といたしましては、さきほど申し上げました損益勘定からの受け入れ一千六百三億円に資産充当三十億円、資金運用部からの借入れ金等一千八百五十億円、利用債、繰越債二百八十億円、特別債券六百五十億円を加えまして、収入合計四千四百三十三億円を計上いたしております。

他方、支出といたしましては、このうち三千六百億円を工事勘定に繰り入れるほか、借り入れ金等の償還に七百九十九億円、日本鉄道建設公団等への出資に九十四億円を予定いたしております。

最後に、工事勘定について申し上げます。

昭和四十一年度は、新長期計画に基づいて、大都市通勤輸送の改善及び主要幹線の輸送力の増強並びに保安対策の強化に重点を置き、通勤輸送の混雑緩和、主要幹線の複線化、電化、電車化、ディーゼル化、さらに踏切及び保安施設の改善等をはかるために三千六百億円を計上いたしております。

以下、工事勘定の内容について御説明申し上げます。

まず、通勤輸送対策につきましては、東京付近五百五十六億円、大阪付近二百二十五億円、電車増備六百六十六両、百三十億円、計八百一十一億円を計上し、輸送需要の増大に対処するとともに、混雑緩和をはかることにいたしました。

次に、幹線輸送力増強につきましては、前年度より三百五億円増額いたしまして一千三百八十四億円を計上し、函館、室蘭、東北、常磐、羽越、奥羽、上信越、中央、北陸、山陽及び鹿児島本線等輸送能力の限界近くまで利用されている諸幹線の輸送力の増強をはかり、これらの線区における輸送の隘路をできるだけすみやかに解消することにいたしました。

次に、電化・電車化、ディーゼル化につきましては、工事費百三十六億円を計上し、現在工事中の東北、常磐、信越、中央及び日豊本線等の電化を促進いたしますとともに、既電化区間の電車化を積極的に進め、また、非電化区間につきましてもディーゼル化を促進することによって輸送力の増強をはかるとともに、サービスの改善と経営の合理化に資することいたしました。

昭和四十一年三月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局